

[ホーム](#) > [健康福祉課](#) > [医療費助成](#)



医療費の助成について



～医療にかかる費用の各種助成制度について紹介します～

更新情報

●幼児の医療費助成が通院まで拡大されます

十日町市では、保護者が安心して子どもを産み育てることができるように、幼児医療費の一部助成を行っています。これまでは、1歳から6歳の就学前の児童の入院のみが助成対象でしたが、平成13年9月1日からは、新たに1歳から3歳未満の児童の**通院**も助成対象となります。
(→詳しくは、市報の平成13年8月10日号をご覧ください。)

乳幼児や心身に障害のある方、ねたきりのお年寄りなどを対象とした医療費の助成には次のようなものがあります。

※ **黄色の部分が、平成13年9月1日から追加変更になります。**

助成の名称		対象者	補助対象	所得制限の有無	手続き等
1	乳児医療費助成(県乳)	1歳未満児 …誕生日から満1歳に達した月の末日まで)	入院 外来	無	出生届とあわせて健康福祉課へ
2	幼児医療費助成(県幼・市単)	満1歳以上～満3歳に達した月の末日までの児童(3歳未満児)	入院 外来	有 児童手当(特例給付)と同じ	健康保険証と印鑑を持参のうえ、健康福祉課へ
		満3歳以上～満6歳に達した最初の3月末日までの児童	入院の み		
3	重度心身障害者医療費助成(県障)	療育手帳A、身体障害者手帳1～3級をもつ人	入院 外来	無	
4	ひとり親家庭医療費助成(県親)	母子・父子家庭など …子どもが満18歳に達した最初の3月末日まで	入院 外来	有 児童扶養手当の所得制限に準ずる	
5	老人医療費助成(県老)	65～69歳のひとり暮らし老人および寝たきりの老人の人	入院 外来	無	

●助成の対象となった場合に負担する医療費の額は…

(上記1～4の助成の場合)

ア 外来(通院)の場合…1日につき、530円の負担ですみます。

※ 同じ医療機関に通院した場合、1月につき4回まで助成します。

イ 入院の場合…1日につき、1,200円の負担ですみます。

(上記5の助成の場合)

医療費の1割の負担ですみます。

(病院や診療所などの医療機関によって定額の負担になる場合があります。)

(問い合わせ先)

乳児医療・幼児医療・老人医療費助成については…

健康福祉課保健予防係(電話57-3111, 内線141または142)

重度心身障害者医療・ひとり親家庭医療費助成については…

健康福祉課障害援護係(電話57-3111, 内線133または134)

[<健康福祉課のトップページへ>](#)